

# スポーツ安全保険とラグビー協会見舞金手続き

2022.6

神奈川不惑クラブ  
神奈川ワイルドリリーズ

※記載している担当者は、2022～23年役員になります。

## I スポーツ安全保険概要

4月1日を基準として 65歳以上 B区分  
64歳以下 C区分

### 傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害(最高)	入院(1日)	入院(1日)
C	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
B		600万円	900万円	1,800円	1,000円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※4月1日以降の新規入会者および会費未納者が4月1日以降に会費を納入した場合は、入金確認後にスポーツ安全協会への追加加入手続きを行います。

## II 事故通知とスポーツ安全保険の処理

1. 神惑公式ウェブサイト>Info>保険>オンライン事故通知 [http://jinwaku.org/4\\_info.html](http://jinwaku.org/4_info.html)より受傷者または代理人が事故申請を行う。
2. [hoken@jinwak.org](mailto:hoken@jinwak.org)（安全委員）宛に事故申請が届く。
3. 安全委員担当者が、スポーツ安全協会へ事故通知を行う
4. 申請者宛に申請書一式が郵送される。
5. 申請者は、申請書を記載して安全委員担当者宛に提出  
(担当：310 坂倉 配布している会員名簿で確認してください)
6. 安全委員担当者は記入事項の確認とクラブ側での記載と責任者の捺印を行い、スポーツ安全協会へ郵送する。
7. スポーツ安全協会から、申請者の指定口座へ入金される。

### III 協会見舞金の処理

下記ホームページから、3-④傷害見舞金給付表を参照して、対象となる事故かどうかを判断してください。対象であれば下記の申請をお願いします。

手続きの詳細は [JRFU 傷害報告ガイド\(含む重症傷害・脳振盪\)](#)と 3-⑤傷害発生時の事務手続きを参照。

<https://www.jrfuplayerwelfare.com/傷害への対応-申請書等/>

#### III-1 重症傷害事故以外の処理

1. 神惑公式ウェブサイト>Info>保険>オンライン事故通知 [http://jinwaku.org/4\\_info.html](http://jinwaku.org/4_info.html)

より受傷者または代理人が事故申請を行う。

見舞金申請を行う場合は、協会への申請期間が短いため、速やかに申請をお願いします。

2. 協会見舞金申請（重症傷害事故以外）は、申請者が日本協会の HP から見舞金申請にあたる怪我かどうかを判断して申請を行う（**傷害発生日から 30 日以内** に神奈川県協会へ提出する必要があります。事故報告ですので、**この時点での診断書は不要**）。

<https://www.jrfuplayerwelfare.com/傷害への対応-申請書等/>

3. hoken@jinwak.org から安全委員宛に事故申請が届く。

4. 役員内で事故状況を共有する。

5. 協会への見舞金申請がある場合には、安全委員担当者が3-①傷害報告書1（見舞金請求書）の記載に必要な項目を申請者へ通知する。（担当：171 河原）

6. チーム責任者が神奈川県ラグビー協会へ障害報告を行う。

（チーム責任者 神惑：135 市橋 リリーズ：99 遠藤）

※ラグビー協会登録メンバーとスポーツ安全協会登録メンバーは異なるので注意

7. 申請者は、3-①傷害報告書1（見舞金請求書）と3-②傷害報告書2を記載して安全委員担当者宛に提出（担当：310 坂倉 配布している会員名簿で確認してください）

見舞金申請の期間が短い（傷害発生日から30日以内）ため、スポーツ安全保険とは別でかまいません。

8. 申請者は確定診断後、協会指定の 3-③傷害診断書（整骨院、接骨院のものは不可）を速やかに提出（6か月以内）する。

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 4-2-9

一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会事務局

電話：045-633-7781 FAX：045-633-1135

9. 日本ラグビー協会の審査に通ったら、見舞金が指定口座へ入金される。

### Ⅲー2 重症傷害事故時の処理

試合中もしくは練習中に重症傷害事故が発生した場合、各チームは次の手順で重症傷害報告を所属 都道府県協会に提出しなければならない。

#### ※重症傷害

- ✓死亡
- ✓24 時間以上の意識喪失
- ✓四肢のマヒを伴う脊髄損傷
- ✓開頭あるいは脊椎にかかる手術を要した傷害
- ✓胸部あるいは腹部の臓器にかかる手術を要した傷害
- ✓診断書により重症と考えられる傷害

1. 神奈川県協会に、チーム責任者が**ただちに電話で連絡**。

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 4-2-9

一般社団法人 神奈川県ラグビーフットボール協会事務局

Mail : [info@rugby-kanagawa.jp](mailto:info@rugby-kanagawa.jp)

電話 : 045-633-7781 FAX : 045-633-1135

2. チーム責任者が**重症傷害報告書 様式 1)** を事故後 **3 日以内** に提出。

不明事項は、後日判明次第報告すること。

3. 「Ⅲー1 重症傷害事故以外の処理」 を実施。

4. チーム責任者が**重症傷害経過報告書 様式 2)** を事故発生から **2 ヶ月後** に提出。

※ 上記、**重症傷害経過報告書 様式 2)** を提出後、手術の経過、症状、その後の経過

等を **6 ヶ月後** に報告すること。またそれ以降も症状が改善されない場合は **1 年毎** に報告すること。

※ 死亡に至った場合には、「**死亡診断書**」または「**死亡検案書**」を添付すること。